

税の申告・相談を行います

まもなく平成22年度町・県民税、平成21年分所得税の申告の時期です。

この申告は、平成22年度にお納めいただく町・県民税額を算定するための大切な申告です。

申告書は早めに作成し、期限内に提出しましょう。



■申告期間 2月15日（月）～3月15日（月） 9時～11時及び13時～16時

※但し医療費控除や住宅ローン控除等の申告（還付申告）の方については2月1日（月）より受付します。

※土曜・日曜・祝日及び時間外は受付しておりません。

■申告会場 朝日町役場2階大会議室（3月4日からは第1・2会議室）

■申告会場に関するお願い

○申告会場は、自分で申告書を作成できない方などへのアドバイス、あるいは申告相談を行っているところです。会場受付にて「チェック表」をご記入頂いた上で「番号札」をお渡しさせて頂きます。番号札の順番でご案内させて頂きます。

○申告会場では、「所得税の確定申告の手引き」を参考に確定申告書などを作成頂き、ご不明な点について職員がアドバイスする自主申告を推進しています。

○贈与・相続に関する申告、あるいは青色申告の方など専門的な知識を必要とする申告は対応できかねますので、四日市税務署が用意する申告会場等をご利用ください。

○ご自身で申告書が作成できている方は、税務署へ郵送されるか、朝日町役場1階税務室窓口へお渡しください。

■申告にあたって準備しておくもの

申告内容により異なりますが、おおむね次のようなものが必要と思われます。

ご不明な場合は、おたずねください。

○収入（所得）に関するもの

※給与所得、各種年金の源泉徴収票原本（お勤めの会社や社会保険庁等から発行されます）

※事業、農業、不動産所得の収支内訳書及び証拠書類（農業所得内訳書、育苗費等の領収書等）

○所得から差し引くもの

※国民年金支払証明書、健康保険料や介護保険料などの証明書または領収書等

※医療費控除用の領収書、明細書（補てん金がある場合はその額）

※生命保険料控除証明書

※地震保険料等控除証明書

※配偶者の所得が分かる資料

※障害者控除を受けるための証明書

○その他

※印鑑

※振込先のわかるもの（申告者ご本人の口座に限ります）

※住民基本台帳カード（e-Taxをご利用希望の方）

■お断り

一申告に関する資料が整っていない場合、整い次第あらためてお越し頂いております。

一医療費控除の明細書（医療機関名・支払額・保険等での補填額・支払合計額）が計算されていない場合は、会場内の別席で作成して頂くか、作成後、後日お越し頂いております。

■昨年からの変更点

朝日町役場の申告会場にてe-Taxのご利用が可能になりました。

住民基本台帳カードをお持ちの方は是非e-Taxをご利用ください。

税務署からのお知らせ

平成20年分所得税及び消費税の確定申告書を次の方法で提出された方には、平成21年分所得税及び消費税の確定申告書は郵送されませんのでご注意願います。

- 1 e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用された方
- 2 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用された方
- 3 税務署の申告会場において電子申告を利用された方

なお、平成21年分所得税及び消費税の確定申告につきましても引き続き、e-Tax並びに国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用をお願いいたします。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

○問い合わせ先 四日市税務署 管理運営部門 電話352-3141 内線121